

事 務 連 絡  
平成27年2月2日

関係各研究機関

科学研究費助成事業担当課 御中

独立行政法人日本学術振興会  
研究事業部研究助成第一課

科研費（基金分、一部基金分）継続課題に係る支払請求書の提出等について

標記のことについて、別紙1「科研費（基金分）継続課題に係る支払請求書（様式F-2）の提出等について」及び別紙2「科研費（一部基金分）継続課題に係る支払請求書（様式Z-2）の提出等について」を確認の上、関係者への周知及び必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、平成26年度より交付申請手続きの中で「研究の不正等の防止について研究者が理解すべき内容」について科研費電子申請システム上で研究代表者に確認を求めているところですが、平成27年度以降、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の内容を踏まえ、研究代表者が理解すべき内容の見直しを図るとともに、平成27年度以降に科研費を受給する研究代表者には、上記の確認の中で「①科研費の使用について不正な使用や不正行為を行わないこと」及び「②平成27年度中に文部科学省が指定する研究倫理教育教材について通読・履修等を行うこと」について約束していただくこととします。ついては、研究代表者が、科研費電子申請システムにログイン後、支払請求書作成画面に遷移する前に、画面上で上記内容を確認することになりますので、あわせて周知願います。上記内容については、[http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15\\_hand/index.html](http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html)で確認することができます。

また、研究分担者については、改めて通知させていただきますが、研究代表者同様、上記①、②の内容について研究分担者承諾書の中で約束していただく予定としております。

(本件に関する問い合わせ先及び提出先)

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

TEL: 03-3263-1867、1057、0992 (基金分)

TEL: 03-3263-4779、4758、0996、1870、  
0164、4724 (一部基金分)

FAX: 03-3263-9005